

鳥取県教育委員会告示第29号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月2日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 内容変更の届出をした指定技能教育施設の名称
中央高等学園
- 2 届出があった変更の内容
指定技能教育施設の所在地の変更
変更前 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万265－5
変更後 鳥取県東伯郡北栄町由良宿字乙ヶ崎818－8
- 3 届出年月日
平成21年9月9日